

法令等の改正に伴い、下記の箇所の情報を更新いたします。

■ p172 の表を以下に差し替え

表 12-4 ●介護報酬における主な加算の種類と算定要件

施設	栄養マネジメント強化加算	11 単位/日	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を 50 (施設に常勤栄養士を 1 人以上配置し、給食管理を行っている場合は 70) で除して得た数以上配置すること。 ・低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察(ミールラウンド)を週 3 回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること。 ・低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること。 ・入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
	経口移行加算	28 単位/日 (当該計画が作成された日から起算して 180 日以内の期間に限り)	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、現に経営により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合に算定。 ・栄養ケア・マネジメント未実施減算に該当している場合は算定できない。 ・経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が、当該計画が作成された日から起算して 180 日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できる。
	経口維持加算	(Ⅰ) 400 単位/月 (Ⅱ) 100 単位/月	<ul style="list-style-type: none"> ・経口維持加算(Ⅰ)は、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害や誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成している場合であって、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。)に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合に算定。 ・経口維持加算(Ⅱ)は、当該施設が協力歯科医療機関を定めている場合であり、経口維持加算(Ⅰ)において行う食事の観察及び会議等に、医師(人員基準に規定する医師を除く)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合、経口維持加算(Ⅰ)に加えて算定できる。 ・経口維持加算(Ⅰ)は、栄養ケア・マネジメント未実施減算に該当している場合は算定できない。経口維持加算(Ⅱ)は、経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定できない。
	療養食加算	6 単位/回 (1 日 3 回 限度)	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。 ・入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。 ・疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食。 ・経口移行加算又は経口維持加算との併算定が可能。
	再入所時栄養連携加算	200 単位/回	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合(経営栄養又は嚥下調整食の新規導入)であって、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関での栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、当該介護保険施設へ再入所した場合に、1 回に限り算定できる。 ・栄養ケア・マネジメント未実施減算に該当している場合は算定できない。

表 12-4 ●介護報酬における主な加算の種類と算定要件（つづき）

居宅・通所	栄養アセスメント加算	50 単位/月	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業所の従事者として又は外部（※）との連携により管理栄養士を 1 名以上配置していること。 ・利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の方が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。 ・利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ・口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）及び栄養改善加算との併算定は不可。 ※他の介護事業所、医療機関、介護保険施設、日本栄養士会や都道府県栄養士会が設置・運営する「栄養ケア・ステーション」。ただし、介護保険施設については、常勤で 1 以上又は栄養マネジメント強化加算の算定要件の数を超過して管理栄養士を配置している施設に限る。
	栄養改善加算	200 単位/回（原則 3 月以内、月 2 回限度）	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業所の従事者として又は外部との連携により管理栄養士を 1 名以上配置していること。 ・利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の方が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。 ・利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 ・利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価すること。
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20 単位/回（6 月に 1 回限度）	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業所の従事者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ・栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定不可。
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5 単位/回（6 月に 1 回限度）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ・栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算（Ⅰ）を算定できない場合にのみ算定可能。

■ p173 6) 給食費の項 上から 4 行目

(旧) 令和元年 10 月より 1,392 円 → (新) 令和 3 年 8 月より 1,445 円

■ p191 の表を以下に差し替え

表 12-13 ●児童または生徒 1 人 1 回あたりの学校給食摂取基準

区分	基準値			
	児童 (6 歳～7 歳) の場合	児童 (8 歳～9 歳) の場合	児童 (10 歳～11 歳) の場合	生徒 (12 歳～14 歳) の場合
エネルギー (kcal)	530	650	780	830
たんぱく質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の 13%～20%			
脂質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の 20%～30%			
ナトリウム (食塩相当量) (g)	1.5 未満	2 未満	2 未満	2.5 未満
カルシウム (mg)	290	350	360	450
マグネシウム (mg)	40	50	70	120
鉄 (mg)	2	3	3.5	4.5
ビタミン A (μgRAE)	160	200	240	300
ビタミン B ₁ (mg)	0.3	0.4	0.5	0.5
ビタミン B ₂ (mg)	0.4	0.4	0.5	0.6
ビタミン C (mg)	20	25	30	35
食物繊維 (g)	4 以上	4.5 以上	5 以上	7 以上

- (注) 1 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについても示した摂取について配慮すること。
亜鉛・・・児童 (6 歳～7 歳) 2 mg、児童 (8 歳～9 歳) 2 mg、児童 (10 歳～11 歳) 2 mg、生徒 (12 歳～14 歳) 3 mg
- 2 この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。
- 3 献立の作成に当たっては、多様な食品を適切に組み合わせるよう配慮すること。
(文部科学省、学校給食実施基準の一部改正について、2021)